

第三期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」 推進状況（平成28年度）の概要

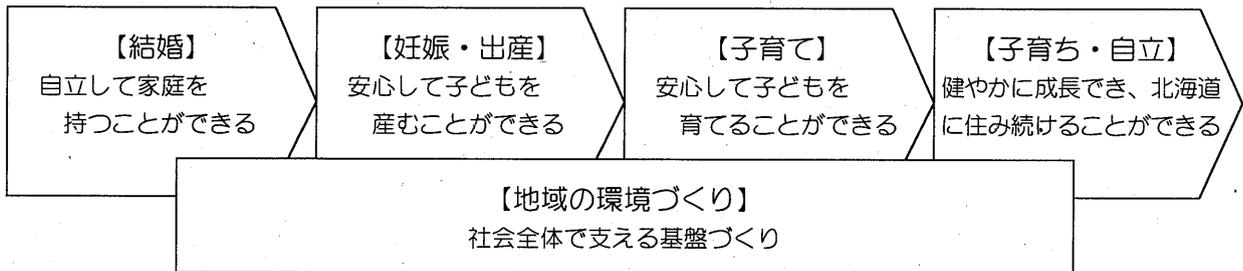
第1 取りまとめの趣旨

- 道では、平成16年10月に制定した「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（以下「条例」という。）」において実施計画を定めることとしており、現在、第三期（期間：平成27年度～平成31年度）の「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画（以下「第三期計画」という。）」を策定し、全庁挙げて少子化対策の推進に努めています。
- 本計画の推進状況は、条例第21条の規定に基づき、毎年公表することとされており、今般、平成28年度の推進状況を取りまとめ、公表するものです。

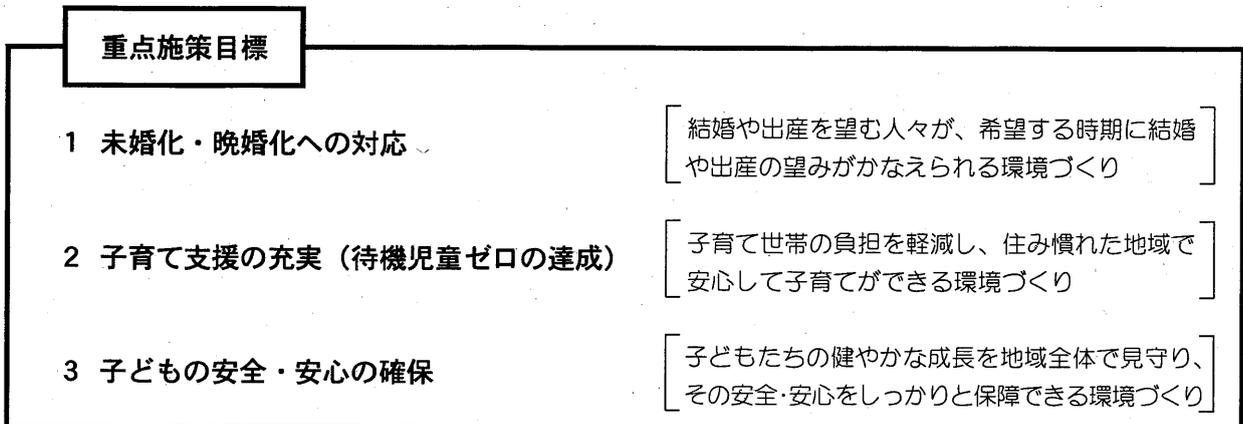
第2 重点施策目標等

- 計画は、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」、「子育て・自立」の4つのライフ・ステージとそれを支える「地域の環境づくり」の5つのステージで構成され、各ステージに盛り込んだ少子化に関連する施策や事業を総動員し、総合的かつ計画的に推進することとしています。

〔計画の構成〕



- 計画の重点施策目標は、「未婚化・晩婚化への対応」、「子育て支援の充実（待機児童ゼロの達成）」、「子どもの安全・安心の確保」の3つを掲げ、目標達成に向けた施策の展開に重点的に取り組むこととしています。



第3 計画の推進状況（概要版）

重点施策目標 1	未婚化・晩婚化への対応
結婚や出産を望む人々が、希望する時期に結婚や出産の望みがかなえられる環境づくり	

(1) 現状

本年6月に公表された平成28年人口動態統計月報年計（概数）によると、本道の平成28年の合計特殊出生率は1.29と、依然として、全国の1.44を下回っています。また、女性の平均初婚年齢や、第1子出生時の母の平均年齢が上昇しており、晩婚化や晩産化の傾向が続いています。

(2) 取組実績

- ① 大学生や企業の若者等を対象として、妊娠・出産、子育て支援、若者の自立等に係る理解の促進や、自分の将来を考える機会の提供のため、学校・企業等で出前講座や公開フォーラムを実施しました。

次世代教育

・実施数：119か所（14大学、78高校、12中学、11企業、その他4）受講者6,887名

- ② 結婚を希望する方などへの支援のため、結婚サポートセンター「北海道コンカツ情報コンシェル」において相談対応等に取り組むとともに、振興局毎に、市町村や関係機関による「結婚支援協議会」を設置し、広域的な連携を図りながら、地域の特性に応じた結婚支援事業に取り組んできました。

北海道コンカツ情報コンシェル（結婚サポートセンター）

・相談等件数：延べ675件

・婚活セミナー：15回開催（参加者214名）

結婚支援協議会（14振興局毎に設置）

・交流イベント11件（参加者317名）、婚活向け講座等7件（参加者126名）

- ③ 不妊等に悩む方のため、不妊専門相談センターにおいて、不妊症や不育症の専門的な相談支援を行うとともに、特定不妊治療費助成事業に取り組んできました。

- ④ 周産期母子医療センター等への運営費支援や、妊産婦や新生児の救急時の円滑な搬送体制の構築など、周産期医療体制の整備に取り組んできました。また、市町村と連携し、分娩可能な医療機関のない地域の妊産婦への交通費等の助成に取り組ましました。

(3) 主な目標値の状況

項 目	目 標		H27実績	H28実績
	事業量	年次		
次世代教育のための出前講座実施数(大学数)	延べ120校 (H27~31の5年間)	H31	延べ20校 (H27...20校)	延べ34校 (H28...14校)
婚活セミナーの開催数	延べ35か所 (H27~31の5年間)	H31	延べ14か所 (H27...14か所)	延べ29か所 (H28...15か所)

(4) 今後の対応

- ① 大学生や社会人の若者等に対し、家庭や子どもを持つことなどについての意識啓発のため、引き続き、「次世代教育」に取り組めます。
- ② 「北海道コンカツ情報コンシェル」における相談対応状況や、14振興局に設置した「結婚支援協議会」の取組事例などを踏まえ、市町村等を対象としたセミナーの開催など効果的な結婚支援の取組を進めます。
- ③ 地域で安心して子どもを産むことができるよう、引き続き、周産期医療体制の整備や、妊婦等の様々な負担の軽減、不妊や不育に悩む方への支援に努めます。

重点施策目標 2**子育て支援の充実（待機児童ゼロの達成）**

子育て世帯の負担を軽減し、住み慣れた地域で安心して子育てができる環境づくり

(1) 現状

平成28年度の保育所等の定員数や認定こども園の設置数は、概ね目標どおりの整備が図られていますが、依然として待機児童の解消には至っていません。また、保護者の様々なライフスタイルに応じて、多様な保育サービスのニーズが高まっています。

(2) 取組実績

- ① 市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育等のサービス量の確保のため、保育所や認定こども園の整備を支援するとともに、延長保育や病児・病後児保育、一時預かりなど、多様な保育サービスの提供体制の整備、保育士資格等の取得支援や子育て支援員研修などに取り組んできました。

 保育所等の整備

・保育所：12か所、認定こども園：44か所、小規模保育事業所：5か所

 子育て支援員研修

・8コース実施、修了者数304名

- ② 放課後児童対策として、放課後児童クラブや放課後子供教室の運営を支援しました。また、6圏域毎に放課後児童支援員資格認定研修を開催したほか、放課後子ども総合プラン関係者の研修会を開催するなど、従事者の確保や資質向上に取り組みました。

 放課後児童支援員認定資格研修

・道内6圏域で開催、修了者数538名

- ③ 子育て支援活動を行う団体や地域子育て支援拠点の従事者などを対象とした「子ども・子育て応援セミナー」を14振興局毎に開催するなど、地域の子育て支援活動の活性化やネットワークの形成に取り組んできました。また、男性向け子育て支援講座の開催支援など、男性の家事・育児の参加の促進に努めました。

- ④ 仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備するため、両立支援や女性の活躍を積極的に推進する企業の表彰や、仕事と家庭を考えるシンポジウムの実施、ハンドブックの作成・配付などに取り組んできました。

- ⑤ 市町村が行う乳幼児の健康診査や訪問指導等に対し広域的・専門的な支援を行うとともに、先天性代謝異常等検査のため、新生児に対するマス・スクリーニング検査などに取り組んできました。また、夜間（19時～翌朝8時）における子どもの急な病気やけがなどの際に、看護師等が助言を行う小児救急電話相談事業の実施に取り組んできました。

- ⑥ 子育て世帯の経済的な負担の軽減のため、市町村と連携し、就学前の乳幼児の医療費や、小学生の入院費、ひとり親家庭の子どもの医療費及び親の入院費に対する助成に取り組んできました。

(3) 主な目標値の状況

項 目	目 標		H 2 7 実績	H 2 8 実績
	事 業 量	年 次		
待機児童数	ゼロ	H 2 9	9 4 人	6 5 人
1 歳 6 か月児健康診査受診率	1 0 0 %	H 3 1	9 6 . 5 %	9 7 . 0 %
3 歳児健康診査受診率	1 0 0 %	H 3 1	9 6 . 0 %	9 6 . 9 %
認定こども園設置数	2 9 8 か所	H 3 1	1 1 0 か所	2 0 7 か所
	2 1 4 か所	H 2 8		
時間外保育（延長保育）	8 5 6 か所	H 3 1	7 3 3 か所	7 6 4 か所
	7 9 0 か所	H 2 8		
病児・病後児保育	8 6 か所	H 3 1	4 5 か所	4 7 か所
	5 1 か所	H 2 8		
一時預かり	5 4 0 か所	H 3 1	5 1 5 か所	6 3 4 か所
	5 0 5 か所	H 2 8		
放課後児童クラブ	1, 0 1 6 か所	H 3 1	9 8 7 か所	1, 0 2 2 か所
	9 9 3 か所	H 2 8		
地域子育て支援拠点	3 9 8 か所	H 3 1	3 8 3 か所	3 8 5 か所
	3 9 0 か所	H 2 8		
ファミリー・サポート・センター	7 6 市町村	H 3 1	5 3 市町村	5 9 市町村
	5 4 市町村	H 2 8		

(4) 今後の対応

- ① 今後も引き続き、保育所等の受け入れ定員の拡大や保育の担い手の確保に取り組みます。
- ② 多様な保育ニーズに対応するとともに、地域全体で子育て世帯を応援するための体制整備が図られるよう、市町村子ども・子育て支援事業の積極的な実施を促進します。
- ③ 育児休業等を取りやすい職場環境づくりなど、仕事と家庭の両立支援に係る制度の普及や気運醸成に取り組みます。
- ④ 乳幼児の健康診査は、子どもの発達支援等のほか、児童虐待の防止の観点からも、市町村と連携し、全ての子どもが受診するよう取り組みます。
- ⑤ 今後も引き続き、子育てに対する経済的支援に取り組みます。

重点施策目標 3	子どもの安全・安心の確保
道民全ての宝である子どもたちの健やかな成長を地域全体で見守り、その安全・安心をしっかりと保障できる環境づくり	

(1) 現状

社会的養護を必要とする子どもを受け入れる里親やファミリーホーム、児童養護施設、地域小規模児童養護施設等について、バランス良く整備等を行うこととしています。また、児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成27年度で3,900件と、過去最多となっています。

(2) 取組実績

- ① 家庭での養育に恵まれない子どもへの家庭的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模グループケアの導入やファミリーホームの活用の推進、里親制度の普及・啓発を行うとともに、児童養護施設等を退所する子どもへの自立支援として、就職支度費等の支給などに取り組んできました。

家庭的養護の推進

- ・小規模グループケア等：H28新規～1か所（平成28年度末：18か所）
- ・ファミリーホーム：H28新規～2か所（平成28年度末：23か所）

- ② 児童虐待防止推進月間である11月を中心に、オレンジリボンキャンペーンとして街頭啓発やシンポジウムの開催など普及啓発を行うとともに、市町村、医療・保健機関、保育所等と連携し、虐待リスクのある家庭の早期把握等に取り組んできました。

児童虐待の通告先や相談窓口の周知

- ・児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）の普及啓発

- ③ 児童相談所職員に対する各研修の実施や、各児童相談所への弁護士の配置、道警各地域方面本部との担当者ブロック会議の開催など、児童相談所の専門性や対応力の向上に取り組んできました。

(3) 主な目標値の状況

項 目		目 標		H27実績	H28実績
		事業量	年次		
家庭的 養護の 推進	本体施設	66.4%	H31	69.8%	68.6%
	小規模グループケア・地域小規模児童養護施設	7.5%		4.6%	4.9%
	里親・ファミリーホーム	26.1%		25.6%	26.5%

(4) 今後の対応

- ① 児童養護施設等の子どもたちが、できる限り家庭的な環境のもとで暮らせるよう、施設の小規模化を、引き続き、計画的に推進するとともに、児童養護施設等を退所する子ども等の自立に向けた支援に努めます。
- ② 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組の強化を図るため、より一層、市町村や関係機関との役割分担や連携強化など、児童相談体制の充実に努めます。

第4 第三期計画の推進

- 重点施策目標等の達成のため、各ライフ・ステージの施策の強化を図り、本道全体の少子化対策の一層の加速化を図ります。
- 総合的な少子化対策の推進のため、全庁を挙げての取組はもとより、官民や、道と市町村とが連携した取組を進めてまいります。また、道民の方々とともに、社会全体で子どもを守り育ていく気運の醸成に努め、本道全体で少子化の流れを変え、子どもの未来に希望や夢が持てる社会の実現に向けて取り組みます。